

# 性犯罪の厳罰化に関する法律案についての会長談話

平成29年4月27日

千葉県弁護士会 会長 及川 智志

1 政府は、平成29年3月7日、性犯罪の厳罰化を含む刑法の一部改正法律案（以下、「本法律案」という。）を閣議決定し、同日、国会に提出した。この法律案は、法制審議会第177回会議で採択された要綱案に基づき、法務大臣に答申されたものである。その内容は、強姦罪や強制わいせつ罪について非親告罪とすること、強姦罪については「強制性交等罪」という罪を新設すること、強姦罪・強姦致傷罪の法定刑の下限を引き上げること、そして、現に監護する者であることによる影響力に乗じて18歳未満に及んだ行為を処罰する「監護者わいせつ罪」、「監護者性交等罪」を新設するというものである。

2 当会は、平成28年6月15日付け意見書において、法務大臣が法制審議会に対して行った、性犯罪の罰則整備に関する諮問第101号（以下、「諮問」という。）に対し、①強姦罪及び強姦致死傷罪の法定刑の下限を引き上げるべきでない、②性交類似行為に関する構成要件の創設について慎重に検討されるべきである、③地位・関係性を利用した性的行為に関する規定は、諮問の内容に沿った法改正に反対である、として反対の意見を表明した。

その理由について、①法定刑の下限引き上げについては、その重罰化を基礎付ける立法事実の存在に疑問があり、また刑法全体の法定刑の均衡の観点からの検証も不十分であること、さらには被告人の更生・社会復帰推進という点からしても問題がある、②性交類似行為に関する構成要件の創設については、「性交等」の中には強姦と同様に重く処罰すべき事案が含まれることは否定するものではないが現行法上、強制わいせつ罪として処罰されている行為全てを「性交等」を一律に強姦罪として重く処罰すべき必要性があるかについては疑問がある、③地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の新設については、処罰の必要性自体は否定しないものの、明確性の原則及び挙証責任の観点から重大な問題があるというものである。

3 本法律案については、当会が指摘した問題点について、残念ながらいずれも解消されているものではない。

当会として、性犯罪被害者保護について目をつぶるものではなく、これからも弁護士会としてこれらの被害者支援の努力を継続していく決意である。

しかしながら，本法律案に刑法学や刑事裁判の在り方から看過しがたい問題点があることはこれまで当会が述べてきたとおりであるから，当会は当法律案の成立についても反対の立場を表明し，国会における慎重な審理を希望する次第である。

以 上